

松江市大腸がん施設検診事業実施要領

1. 目的

この要領は、松江市が健康増進法に基づき実施する大腸がん検診について必要事項を定め、大腸がんの早期発見、早期治療を推進することにより、市民の健康の保持増進に資することを目的とする。

2. 対象者

松江市内に住所を有する 40 歳以上（年度末年齢）の人で、職場等で検診を受ける機会がない人とする。

3. 実施主体

実施主体は松江市とし、県、松江市医師会、医療機関等と協力して実施する。

4. 実施機関

実施機関は、以下に定める実施方法で検診が実施できる医療機関等（以下「受託機関」という。）とする。

5. 検診の実施

1) 検診受付

受託機関において検診受付を行う。なお、必ず当該年度の「がん検診等受診券」（以下「受診券」という。）により受診資格を確認する。また、検診後に、受診券の該当の場所に受診日及び受託機関名を記入する。

2) 受診者への説明

- （1）受託機関は、受診者に対し、別紙 3「大腸がん検診説明用紙」等を使用して受診する検診の有効性と限界、並びに精密検査判定となった場合の受診勧奨及び精密検査の内容や方法、精密検査結果を含めた個人情報の取り扱いについて説明する。
- （2）採便容器を配布する際に、採便方法、採取量、回収までの検体保存法（4℃位の冷所での保管）、回収方法とその際に持参する物等について説明する。

3) 検診項目

問診、及び便潜血検査とする。

（1）問診

「松江市大腸がん検診記録票」（様式 J）により、現在の症状、既往歴、家族歴、過去の検診受診状況等を聴取する。

(2) 便潜血検査

- ア. 便潜血検査は、免疫便潜血検査 2 日法により行う。
- イ. 便潜血検査キットのキット名、測定方法(用手法もしくは自動分析装置法)、検査機関を「大腸がん施設検診検査等状況報告書」(様式第 1 号)で松江市へ報告する。
- ウ. 検体の回収は 2 回目の採取の後、即日回収が望ましい。不可能な場合でも、できるだけ短時間とし、測定までの日数が採便から 3 日を越えないようにする。回収時、及び回収後の温度管理にも十分注意する。
- エ. 検体の回収は、原則検診期間内とするが、当該年度内に検体の検査を完了しなければならない。
- オ. 検体の測定は、金コロイド法によるヒトヘモグロビンとトランスフェリンの定量測定を実施する。
- カ. 検査の実施にあたっては、検査完了日が委託契約期間の最終日までとなるよう、容器の配布及び回収日程を受託機関で設定する。

6. 検診結果の判定及び指導区分

- 1) 検査結果の判定にあたっては、検診に携わる医師によって実施する。
- 2) 結果判定及び指導区分は、次のとおりとする。ただし、1 本目・2 本目に限らず、いずれかの検査項目で陽性判定がある場合は、要精密検査とする。

検査項目	数 値	判 定	指導区分
便中ヒトヘモグロビン	100ng/ml 未満	陰性	異常なし
	100ng/ml 以上	陽性	要精密検査
トランスフェリン	50ng/ml 未満	陰性	異常なし
	50ng/ml 以上	陽性	要精密検査

- 3) 判定した結果及びカットオフ値、検査機関を様式 J-1～3 に記入する。

7. 検診結果の通知・報告

1) 受診者への結果通知

受託機関は、検診結果判定後、様式 J-3 (本人用) をもって速やかに検診結果を受診者へ通知する。要精密検査の者については、「松江市大腸がん検診精密検査依頼書 (紹介状) 兼結果報告書」(様式 K) を作成し、松江市返信用封筒等を添え、「精密検査説明用紙」等を用いて、精密検査実施機関へ速やかに受診するよう指導する。

2) 市への結果報告

- (1) 受託機関は、検診結果判定後、様式 J-1 (松江市用)、その他必要書類を揃えて、速やかに松江市に提出する。

- (2) 松江市は、(1) を受理したときは速やかに内容を確認し、修正が必要な場合は当該受託機関に修正を依頼する。その場合、受託機関は遅滞なく修正を行い、松江市に報告する。

8. 検診に係る情報の帰属

受託機関が検診を通じて収集した情報は、全て松江市に帰属する。

9. 検診の事業評価

大腸がん検診の実施にあたっては、適切な方法及び精度管理の下に実施することが不可欠であることから、松江市は別紙1「大腸がん検診のためのチェックリスト（市区町村用）」を用い、当該点検表に記載された事項が確実に実施されているか確認を行い、検診の実施状況を把握した上で松江市医師会、受託機関等関係者と十分協議を行い、実施体制の整備に努めるものとする。また、島根県生活習慣病検診管理指導協議会における検討結果を踏まえ、その指導又は助言に基づき、検診実施機関の選定や実施方法等の改善を行うこととする。

なお、大腸がん検診における事業評価の基本的な考え方は、「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について（平成20年3月）」を参照することとする。

10. 受託機関の責務

- 1) 受託機関は、適切な方法及び精度管理の下で大腸がん検診が円滑に実施されるよう、別紙2「大腸がん検診のためのチェックリスト（検診実施機関用）」を用い、当該点検表に記載された事項が確実に実施されているか確認を行い、精度管理に努める。また、松江市成人・高齢者健診事業等検討会議及び島根県生活習慣病検診管理指導協議会における検討結果を踏まえ、その指導又は助言に従い、実施方法等の改善に努める。
- 2) 受託機関は、大腸がんに関する正確な知識及び技能を有するものでなければならない。
- 3) 受託機関は、松江市及び精密検査実施機関と連絡を取り、要精検者の精密検査結果及び治療結果の把握に努めなければならない。

11. 精密検査等結果の取り扱いと未受診者の追跡調査

- 1) 受託機関及び精密検査実施機関は、精密検査受診者の検診結果を松江市に報告する。
- 2) 様式Kにより診察した精密検査実施機関は、松江市返信用封筒にて様式K-1（松江市用）及び2（検診実施機関用）を松江市に提出する。松江市は提出された様式K-2を受託機関へ転送する。
- 3) 松江市は、様式K-1及び2の提出のない要精検者について、時期を定めて受託機関に松江市大腸がん検診精密検査照会票（様式第2号）を用いて照会する。照会のあった受託機関は、精密検査実施機関と連絡を取り、該当者の精密検査結果の把握及び受

診勧奨を行い、送付された様式第2号にて松江市に返信する。(追跡調査の実施)

4) 松江市は、3) の追跡調査で精密検査受診状況を把握できない要精検者について、訪問、電話等で受診状況を確認する。把握できた精密検査未受診者に対して、改めて精密検査受診勧奨を行う。

1 2. 記録の整備と管理

1) 受託機関は、問診を含めた検診結果を少なくとも5年間保存しなければならない。

2) 松江市は、検診受診者の氏名、性別、生年月日、年齢、住所、過去の検診受診状況、検診結果、及び精密検査受診結果にかかる記録の整備と管理を行う。

1 3. 個人情報の保護

松江市、受託機関、精密検査実施機関等の関係者は、検診結果の取り扱いに特に留意し、秘密を保持しなければならない。

1 4. 委託契約の締結

松江市と受託機関は、この実施要領に基づく事業、及び松江市がん検診等実施要綱に基づく検診料金の収納業務について委託契約を締結し、事業を実施するものとする。

附 則

この要領は、平成28年7月1日から施行する。

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。